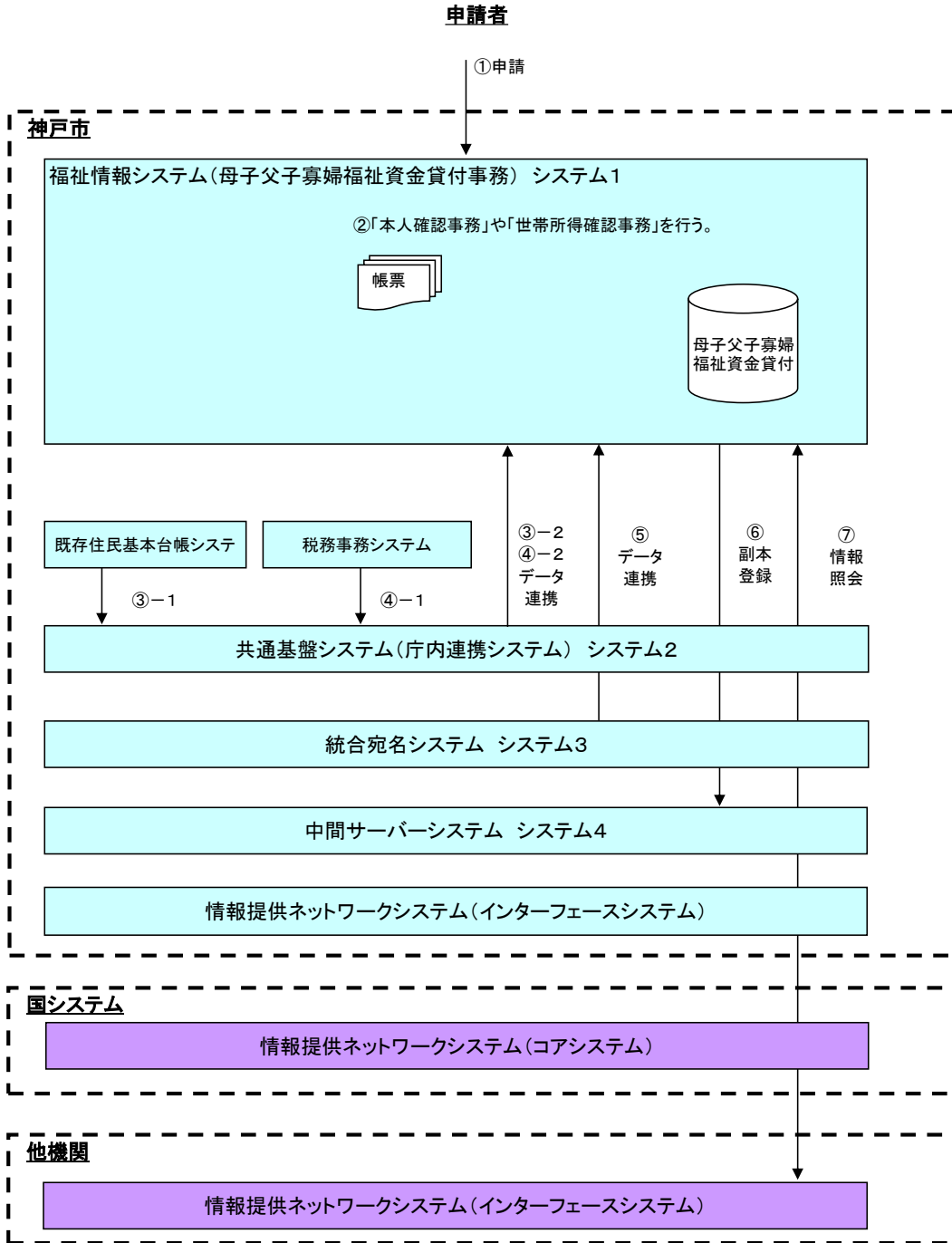


(別添)事務の内容

母子父子寡婦福祉資金ファイルを取り扱う事務の内容



(備考)

- ①住民が母子父子寡婦福祉資金に関する申請で、区役所に来訪する。
- ②職員が福祉情報システムを利用し「本人確認事務」や「世帯所得確認事務」を行う。
- ③既存住民基本台帳システムから共通基盤システムを通して、住民基本台帳データを福祉情報システムの母子父子寡婦福祉資金ファイルに取り込む。
- ④税務事務システムから共通基盤システムを通して、住民税データを福祉情報システムの母子父子寡婦福祉資金ファイルに取り込む。
- ⑤統合宛名システムから共通基盤システムを通して、「個人番号」「統合宛名番号」データを福祉情報システムの母子父子寡婦福祉資金ファイルに取り込む。
- ⑥他機関から神戸市への情報照会に備え、福祉情報システムの母子父子寡婦福祉資金ファイルのデータを、中間サーバーシステムに副本登録する(父子家庭児童福祉資金は対象外とする)。
- ⑦神戸市から他機関へ情報照会依頼を行い、情報照会結果を確認する(父子家庭児童福祉資金は対象外とする)。